

大分市建築物のエネルギー消費性能判定等に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、法に基づき、市長が行う法第11条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び法第30条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定は、市長が行う法第12条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定について準用する。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法令等に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）をいう。
- (2) 規則 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）をいう。
- (3) 性能向上計画 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。
- (4) 性能向上計画認定基準 法第30条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準をいう。
- (5) 性能向上計画認定 法第30条第1項に規定する認定をいう。

- (6) 性能向上計画認定申請 性能向上計画認定又は法第31条第1項の性能向上計画変更の認定の申請をいう。
- (7) 性能向上計画認定申請書 規則第20条第1項に規定する申請書をいう。
- (8) 性能向上計画認定通知書 規則第24条第2項に規定する通知書をいう。
- (9) 設計住宅性能評価書 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- (10) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (11) 特定構造計算基準 建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準をいう。
- (12) 特定増改築構造計算基準 建築基準法第6条の3第1項に規定する特定増改築構造計算基準をいう。
- (13) 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級をいう。
- (14) 1次エネルギー消費量等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する1次エネルギー消費量等級をいう。

（1次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分）

第3条 次に掲げる室用途を含む建築物において、当該室用途の部分の1次エネルギー消費量については算定対象としない。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- (3) データセンターにおける電算機室
- (4) 大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

2 大分市手数料条例（昭和39年大分市条例第12号）別表第4の8の項備考の欄ア中「1次エネルギー消費量の算定の対象としない建築物の部分として市長が別に定めるもの」は前項各号に掲げる用途の部分とする。

第4条 規則第3条第1項に規定する市長が必要と認める図書（提出に係る建築物が複合建築物である場合に限る。）は、次に掲げる部分の求積図とする。

- (1) 居住者以外の者のみが利用する部分
- (2) 居住者のみが利用する部分
- (3) 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分

2 前項の規定は、法第13条第2項及び第3項に規定する通知について準用する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ）

第5条 法第11条第1項若しくは第2項に規定する提出又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する通知をした者は、市長が当該提出又は通知に係る処分を行う前に当該提出又は通知を取り下げようとするときは、建築物エネルギ

一消費性能確保計画（提出・通知）取り下げ届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（特定建築物に係る状況報告）

第6条 法第15条第1項に規定する報告は、特定建築物に係る状況報告書（様式第2号）及び当該報告の内容を説明するための図書を市長に提出することにより行わなければならない。

第7条 削除

（性能向上計画認定における添付図書）

第8条 規則第20条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準への適合を証するものとして登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査適合証の交付を受けている場合にあっては、その写し
- (2) 設計住宅性能評価書の交付を受けている場合にあっては、その写し（断熱等性能等級5及び1次エネルギー消費量等級6（法の施行の際現に存する建築物の住宅の部分にあっては、1次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6）であるものに限る。）
- (3) 申請に係る建築物が複合建築物である場合にあっては、第4条第1項各号に掲げる部分の求積図

(4) その他市長が必要と認める図書

(5) 法第30条第2項の規定による申請があった場合（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申請に係る性能向上計画が、構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画であるときは、構造計算適合性判定に準じた審査を行い、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めたものであることを証する図書の写し

2 規則第20条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、同条第1項の表(い)の項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を除く図書とする（前項第1号に掲げる図書を添付する場合に限る。）。

（性能向上計画認定申請の取下げ）

第9条 性能向上計画認定申請をした者が、市長が当該申請に係る処分を行う前に当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取り下げ届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

（性能向上計画認定を受けた建築物の建築等の取りやめ）

第10条 性能向上計画認定を受けた建築物の新築等を取りやめようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物の建築取りやめ届(様式第4号)に、性能向上計画認定通知書及び性能向上計画認定申請書の副本並びにその添付書類を添えて市長に提出するものとする。

（性能向上計画認定をしない旨の通知）

第11条 市長は、性能向上計画認定申請の内容が、性能向上計画認定基準に適合しない場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（性能向上計画認定を受けた建築物の完了報告）

第12条 認定建築主は、性能向上計画認定申請に係る建築物の工事を完了したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第6号）に、建築士等による工事監理報告書等の必要図書を添えて、性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

（性能向上計画認定を受けた建築物の状況報告）

第13条 認定建築主は、法第32条に基づく市長からの報告を求められたときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定建築物の状況報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

（軽微な変更に関する証明書の交付の申請等）

第19条 規則第13条又は規則第28条に規定する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式第8号）に、当該計画の変更が規則第5条又は規則第25条第2号に規定する軽微な変更該当することを証する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その変更が軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（様式第9号）を当該申請をした者に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。